

庄屋、村人を思う

災害や飢饉が起きると、庄屋は藩に対して年貢の減免を要請するなど村人の負担を軽減するために働きました。時には命を懸けることもありました。愛媛県四国中央市と高知県四万十市の庄屋の例をご紹介します。

■今城宇兵衛（愛媛県四国中央市）

愛媛県豊田村（現四国中央市）は、豊岡川の洪水などでたびたび水害に見舞われていました。庄屋の今城宇兵衛は、享保13年（1728）から豊岡川の堤防工事に取りかかり、災害に遭いながらも村人の協力も得て享保17年に完成させました。しかし、堤防が完成した年は天候不順が続き、享保の飢饉が起きました。蓄えの少ない豊田村では餓死者が増え、宇兵衛は村人の救済のため松山藩の代官所に請願を繰り返しましたが、打開の道が開かれないため、江戸表へ直訴する計画を立てました。これが代官所に密告され、捕らえられた宇兵衛は享保19年（1734）に処刑されました。その数日後、宇兵衛の願いが叶い減租が実現しました。宇兵衛はいま今城神社に祀られています。〈伊予三島市史編纂委員会編「伊予三島市史上巻」1984年及び四国中央市教育委員会編「ふるさと宇摩の人々」2011年〉



■中平宗兵衛（高知県四万十市）

元禄13年（1700）から元禄15年にかけて、高知県国見村（現四万十市）では中筋川の洪水などにより凶作に見舞われました。庄屋の中平宗兵衛は、田や屋敷を売るなど困窮する村人の姿を見て、宝永元年（1704）の検見の時に役人に作柄の良くない凶作地ばかりを見せて、少しでも年貢を減らしてもらおうと計画しました。これは、宗兵衛が村人のためを思った、止むに止まれぬ苦肉の策でした。ところが、村人の一人がその計らいを役人に告げたため、宗兵衛は捕らえられ、翌年斬罪に処せられました。この宗兵衛の死は藩の考えを改めさせる契機となり、その後国見の土地は明治9年（1876）の地租改正まで捨地（免租地）となりました。村人は宗兵衛の徳を慕い、若宮神社にその霊を祀り、現在は天満宮に合祀されています。（上岡保次郎「義民中平宗兵衛」土佐史談第61号、1937年など）

